

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しないこと。
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかであること。

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

(1) 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

年 月 日

（宛先）

滋賀県公安委員会

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）